入　札　説　明　書

令和８年札幌市告示第4101号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　令和８年10月29日

２　契約担当部局　〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市財政局税政部市民税課市民税係（電話011-211-2272）

３　入札に付する事項

1)　特定役務の名称　令和９年度給与支払報告書等のシステム登録作業等及び償却資産申告書収受作業等

2)　調達案件の仕様等　業務仕様書による。

3)　履行期間　令和９年１月18日から令和９年３月19日まで。

4)　履行場所　札幌市中央市税事務所（札幌市中央区南３条西11丁目）

5)　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

2)　令和８年度～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

4)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

6)　本市が定める管理基準（別添「特定個人情報等取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。

7)　１日あたりの処理件数が20,000件程度以上必要な「帳票の内容確認及び分離作業等を行う業務」の履行実績を有する者であること。

５　入札書の提出場所等

1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
上記２に同じ。なお、下記ＵＲＬのホームページからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html

2)　入札書の受領期限　直接開札場の入札箱へ投函する場合は、開札の開始時に提出すること。持参又は送付により事前提出する場合は、令和８年11月19日(木)16時00分（必着）までに提出すること。

3)　入札書の提出方法
入札書は別紙１「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。な

お、提出にあたっては以下に留意すること。

ア　事前に持参して提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年11月20日13時30分開札〔令和９年度給与支払報告書等のシステム登録作業等及び償却資産申告書収受作業等〕の入札書在中」の旨を記載し、上記２宛　に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ　送付により提出する場合は二重封筒とし、内封は上記アのとおり、外封は「令和８年11月20日13時30分開札〔令和９年度給与支払報告書等のシステム登録作業等及び償却資産申告書収受作業等〕の入札書在中」の旨を記載し、上記２宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4)　入札の無効

ア　本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第６条第３項の規定により入札書を受理した場合で、同条第１項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

5)　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

6)　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに別紙２「委任状」を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7)　開札の日時及び場所

令和８年11月20日（金）13時30分

札幌市役所税政部会議室（札幌市中央区北１条西２丁目　市役所２階北側）

8)　開札

ア　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事

情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

1)　入札保証金　免除

2)　契約保証金　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

3)　入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

4)　落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出し、本市が指定する期間内に実地調査を受けなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合や実地調査を受けられない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

5)　落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
イ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
ウ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

6)　契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。
エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

7)　契約条項　別紙３「契約書（案）」のとおり

8)　入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、その事由についての説明を書面（様式は自由）により求めることができる。なお、提出は持参することにより提出するものとし、送付又は伝送によるものは受け付けない。

9)　仕様書に関する問い合わせ先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市財政局税政部市民税課市民税係　電話011-211-2272
メールアドレス zeisei.shiminzei@city.sapporo.jp

業務仕様書に対する質問は、令和８年11月９日（月）14時30分までに、文書（Microsoft　Excel等で作成）により提出し、若しくは電子メールにより送信すること。なお、ファクシミリは不可とする。

質問に対する回答については、令和８年11月13日（金）以降、上記２の契約担当部局にて閲覧するとともに、財政局ホームページに掲載する。